

## 山口地方・家庭裁判所委員会（第4回）議事概要

1 日時 令和2年11月19日（木）午後2時

2 場所 山口地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

江崎克彦委員，及川京子委員，大田明登委員，木村靖委員，小松本卓委員，田原文栄委員，徳岡由美子委員，中村友次郎委員，前裕大志委員，柳谷統子委員

(2) 山口家庭裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

板村憲作委員，浦川稔委員，坂本寛委員，佐藤真澄委員，津屋尚委員，徳岡由美子委員，中嶋善英委員，服部恭弥委員，山田昌広委員，山根由紀委員

(3) オブザーバー

ア 山口地方裁判所

山口民事部総括裁判官，山本事務局長，松嶋事務局次長，小村民事首席書記官，岡刑事首席書記官

イ 山口家庭裁判所

兒玉事務局長，島津事務局次長，守安首席家裁調査官，平林首席書記官

4 議事の概要

(1) 新任委員の自己紹介（柳谷委員，中村委員，小松本委員，津屋委員，浦川委員，佐藤委員，中嶋委員，徳岡委員）

(2) 山口地方裁判所委員会委員長の選任

徳岡委員が委員長に選任された。

(3) 山口家庭裁判所委員会委員長の選任

徳岡委員が委員長に選任された。

(4) 議題「裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

ア 辻総務課課長補佐，青木民事次席書記官，川上家裁訟廷管理官，草野  
刑事訟廷管理官による基調説明

イ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(5) 報告「第3回山口地方・家庭裁判所委員会（議題：裁判所における広報活動について）での意見を踏まえた取組について」（辻総務課課長補佐）

ア 裁判員制度10周年広報の方策

司法記者を対象とした裁判官によるレクチャーの実施及び模擬裁判員裁判，山口地家裁所長インタビュー，法曹三者による合同記者会見等を実施し，新聞やテレビのニュースで取り上げていただいた。また，裁判員制度訪問説明会を立ち上げ，自治体や高等学校に裁判官が出向き，同行していただいた裁判員経験者と共に説明会を実施した。

イ 学校における法教育に関する裁判所の関わり方

学生を対象とした裁判所見学ツアーや法廷傍聴等を開催した。

ウ リーフレットの設置場所の工夫

法廷前廊下の開廷表掲示板下部に全部で3種類の広報用リーフレットを備え付けた。

(6) 次回の意見交換のテーマ及び開催日について

ア 山口地方裁判所委員会

日程については令和3年6月頃を予定し，意見交換のテーマについては，委員の意見を踏まえて，裁判所で検討することとした。

イ 山口家庭裁判所委員会

開催日は令和3年2月2日（火）とし，意見交換のテーマについては，委員の意見を踏まえて，裁判所で検討することとした。

(別紙)

**「裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について」に関する意見交換の要旨**

**(発言者：◎委員長，○委員，△裁判所)**

- ◎ 初めに，基調説明に関して御質問がありましたら承りたいと思います。
- 今，全国的に感染が拡大する状況にあり，ほかの都道府県での対応を参考とされることもあるのではないかと思います，どのような情報をお持ちでしょうか。また，電話を使っての対応というお話がありましたけれども，コロナ禍の中で企業でもパソコンなどを使ったお互いの顔が見える形でのオンラインによる会議を行っていますけれども，そのようなものを導入することはできないのでしょうか。
- △ 他庁の対応については把握していないというのが実情でございます。山口地方，家庭裁判所においては，政府の対処方針などに基づいて，具体的な対応を検討して実施しているところでございます。
- △ IT関係でウェブ会議などが民事裁判で取り入れられようとしております。当庁におきましても，12月から民事裁判でそのような会議をすることが予定されておりますが，現状ではまだ入っていない状況でございます。
- ◎ 顔が見える会議は民事裁判のIT化ということで，民事裁判から取り入れていこうということで取り組んでいるところです。
- 1点目について，把握されてない他県の情報ですが，ほかの場所での事例を今後は情報収集されるのでしょうか。
- △ 他県の情報も積極的に収集していきたいと思っています。これまでも全く他県の様子が分かっていないかという点，中国地方の裁判所でどうしているかについては情報交換をしております，大体同じような対応をしております。最高裁判所から3密は避けるようにといった一般的なことは言われていますし，政府の基本方針等を踏まえて裁判所も対応しないといけません。電話会議を色々な場面での手続に取り入れるなどしておりますが，そのような工夫例は，上級庁から紹介

されています。どこの庁で具体的にどうやっているというところまでは分かりませんが、おおよそのところは聞いているところでございます。

○ 裁判員裁判は不特定多数の方が集まると思います。例えば、民間では、外部から来る方については、2週間の行動履歴等の提出を求めることがありますが、そのような対応はとられているのでしょうか。

△ 裁判員候補者の方には、裁判所にお越しになった時点で、正面玄関で現在の体調をお尋ねするということをしております。その段階で特段最近発熱があったことも、あるいは体調が悪いこともないというお答えがあれば、そのまま待機室にお通しして手続をしております。今のところ事例はないですけれども、発熱等の体調不良を訴えた方がおられましたら、別室に御案内して1人ずつお話を伺うようなことも想定して準備はしているところです。行動履歴や検温の状況を具体的にお尋ねするというところまでは、今のところはしておりません。

○ 会議で人が集まるときには検温が必ずありますが、検温はされていますか。また、予防の観点からですが、もし感染者が出た場合、無症状で体調は今は悪くないけれども、濃厚接触者であることが発覚したということがあったときの対策を考えているのかどうかについてお聞きしたいです。

△ 裁判所で検温をしているとの情報はございません。体調不良等がないよう体温は測ってきてくださいという一般的な呼びかけはしておりますが、検温はしておりません。

△ 感染後、無症状の方もいらっしゃるの、感染防止を図っているということと、その後分かったということであれば、発症の2日前くらいから感染の可能性があるとこのように聞いておりますので、その2日間間に濃厚接触に当たるのかどうかということは検討しなければならないですとか、保健所の指導に従うということは考えておりますが、パッケージで対応というものは今のところやっておりません。

○ 傍聴者の連絡先を把握しているのでしょうか。

- △ 傍聴の方の連絡先は、裁判所で把握するようにはしていません。
- 今回のコロナ禍での感染防止を図りつつも、相反するような裁判等の迅速性を図るとするのは非常に大変だったと思います。裁判所の法廷や調停室に入ると、手づくり感満載のパネルがあり、本当皆さん努力していただいたとっております。裁判員裁判対象事件で2件について期日を取り消して、4、5箇月後に延期になったということですが、裁判員裁判の場合は、第1回の期日がなかなか入りにくい中で、延期後の期日は、いつの段階で決められることになるのでしょうか。常時その調整を図りつつ、コロナの感染拡大の状況を見ながら、調整を図った結果が4、5箇月後だったのか、それとも、ある程度の期間を置いた上で改めて延期した裁判員裁判の期日を指定した結果だったのでしょうか。裁判員の御都合等もあると思いますので、取消し後の期日をできるだけ早く決めるというのが本来望ましいところだと思います。
- △ 手続上の事情からお話いたしますと、裁判員候補者に対して連絡を差し上げて選任期日に来ていただくまでの間、選定から指定の期日まで、少なくとも2か月ぐらい必要になりますので、裁判官が調整を図った後に具体的な期日を決めて、そこから2か月余り遡って呼出状発出という期間を考慮して期日が決められていたものと認識しております。
- ◎ 御意見をいただきたい点として、1点目に司法サービスの提供や裁判手続の迅速な実施と感染拡大防止のための措置とのバランスについて、2点目に裁判所における業務体制などの周知のあり方についてです。大きな項目としては、この2点について忌憚のない御意見、御提言を伺いたいと思います。裁判所の対応についてどのようにお感じになられたか、さらなる対応についての御提言等を伺えれば幸いです。いかがでございましょうか。
- 前例のないことなので、当然、できる限りのことはやらないといけないということで、大体全国の裁判所で同じような措置をやってらっしゃるのだろうと思います。その中でやはりモデルケースというか、良い取組があれば取り入れた方が

いいと思いますので、工夫のあるケースは積極的に情報交換した方がよろしいのではないかと思います。

また、法廷におけるマスクの着用というのがあって、多分全国どこの裁判所も今マスクを着けなければいけないけれども、他県の裁判所で、マスクを着けることによって弁護士の活動に支障が出たという話を聞きますし、裁判員裁判でも被告人の表情を読み取れないという支障があるのではないかという指摘があります。そこで、飛沫を防ぐ透明のマスクがありますが、そのようなものは使用されているのでしょうか。

◎ 1点目の全国の地家裁で良案を出しあって情報交換すればいいのではないかという御意見は、そのとおりであると思うんですね。協議会等でも取り上げてまわっているところがございます。それと2点目、法廷におけるマスク着用により、場合によっては代理人その他関係者の表情が見えないことで支障があるのではないかということについてはいかがでしょうか。

△ 対策としては、マスクの着用というのが現時点で一番有効だと聞いているところがございます。法廷の中では、関係者の皆様にはマスクの着用をお願いしております。刑事裁判の中でも外国人である被告人については、通訳人を付けて審理を進めますので、外国人の通訳をする際に被告人の口元あるいは通訳人の口元が分からないと通訳がしにくいといった状況が生じた場合には、現時点では、顔全体を覆うフェイスシールドは準備をしております。法廷の中でそういう状況が生じましたら、裁判官が検察官、弁護人の意見を聴いた上で、フェイスシールドを着用して審理を進めるということは想定をして準備をしております。

○ 今はマスクをなさいということですね。必要性はすごく理解しますが、ただ、それによって弊害がある場合、そこを工夫する仕組みはないのかと思います。当面マスクを着けますが、ずっとそのまま進めるのでしょうか。裁判で弊害も出ているようなので、その辺を改善するような努力があってもよろしいかと思います。

○ 今回初めて委員会に出席し、やはり裁判所特有の色々な事情とコロナ対策の両立は難しいというのをつくづく感じました。例えば、30分に1度、向かい合う窓を開けて換気するというのが基本ですが、会議室において、向かい合う窓は開けられないですとか、それは、先ほど施設見学をして法廷もそうだと感じました。私は大学で働いておりました、例えば英語の発声や音楽の発声は、口元を見たいということで2メートル以上離れてアクリル板できちんと覆ってればマスクを外してもオーケーということを決めています。そういうことも含めて、例えば換気扇があれば窓を開けなくても換気できるとか、きちんとしたアクリル板があり、2メートルが確保できれば本人だけはマスクを外すことができるとか、ハード面で補えることが幾つかあるので、人の努力だけでは無理なことを少しハードに頼るのもよいのではないかという感想を持ちました。

○ 調停手続において電話会議等を利用されているということですがけれども、今、家裁の実情として、電話会議を利用できるのはあくまで当事者に代理人弁護士が付いているケースであって、代理人弁護士が付いていない、当事者のみの事案においても電話会議で出席できるようにしたらより法廷に参加しやすくなるのではないかと思います。工夫次第で本人確認はできますので、当事者のみの場合でも電話会議を利用してはいかがでしょうか。

△ 御指摘の内容につきましては、コロナ禍の問題になった時点で既に議論はしておりまして、電話会議の拡大ということで、代理人弁護士が付いていないケースにも運用を拡大すべきではないかという議論は当然出てきておりました。

これは、コロナ禍の以前からも議論の対象になっていたのですが、この度をきっかけとして議論を深めまして、実際に県をまたいだ移動を避けるために電話会議等の利用を当事者の御意見を踏まえながら拡大しているというのが今の現状でございます。調停手続ではテレビ会議という手続もございますので、もし最寄りの裁判所に出頭できる場合には、電話会議以外の手続も含めて各種手続を利用して、当事者の顔が見える形の必要な場面、不要な場面、本人確認をどの場面で行

うかということも含めて検討して運用しております。

○ 山口家裁において、本人のみで電話会議に出席するというケースは今まであったのでしょうか。代理人弁護士が事務所から電話会議に出席するというのが一般的で、それ以外は基本的には認めてもらえない扱いだったと思いますが、当事者本人の携帯電話から電話会議に出席するという取扱いが認められた事例が山口家裁管内であったのでしょうか。

△ 実際に行った事件もあります。

○ 今の質問に関してですが、特に代理人の場合は、電話会議はかなり柔軟に取り組んでいただいているんですが、本人の場合には、やはり全国各地から裁判所に出席される方というのは結構いらっしゃると思います。電話会議システムは現行で使える良いシステムだと思いますけれども、本人の場合、それを知る機会がなかなかないのではないかと思います。例えば呼出状と一緒に知らせる等、今の電話会議やテレビ会議をお知らせする方法を工夫されてもよいのではないのかという感想です。

◎ それでは続きまして2点目です。周知の在り方、広報についての御意見を承りたいと思います。

○ 業務継続計画を策定されているということですが、それは山口地家裁として定められているのか、それとも最高裁判所で業務継続計画が定められ、それに倣って対応方針を決められているのかについてお聞きしたい。

△ 業務継続計画ですが、各庁でBCPを定めておりますので、山口の計画に基づいて対策をとることになります。

○ 業務継続計画、いわゆるBCPですが、これは裁判業務という司法サービスの提供の部分と合わせて、いわゆる庁舎内の職員の部分についても定めがあり、もし感染者が出た場合にはこうするというのも決まっているのでしょうか。

△ 明確に必ずこうするという言葉で細かくは定めておりませんが、一定程度業務を縮小して、人員体制も縮小する方向で考えるという大まかな方向では記載され



ております。

- ホームページに掲載して色々なところに周知していますということですがけれども、今からまた第3波ですとか、山口においてもある程度一般の方に感染者が出てくるという状況になりますと、裁判所においてもより警戒を強めていただく必要があると思います。代理人が付いている場合には、事件当事者に体調不良の場合は裁判所への出頭を控えていただきたいということをお願いいたしますので、水際対策として、時期を見て、必要があれば御検討いただいた方がよいと思います。また、裁判所において、体調不良者が出た場合の備えは、やはりまだ十分具体的に検討されていないのではないかと思います。もし、今、私が調子が悪いと言い出したときにどうするのか、誰がどこに連れていくのか、どこで救急車が来るまで待つという具体的な想定をした裁判所職員の方のマニュアルを作っておく方がよいのではないかと考えます。さらに、裁判所の出入口に消毒液が置かれ、手指の消毒をしておりますけれども、検温、手指の消毒は、やはり必要だと思います。全て予算のあることですし、フェイスシールドやアクリル板は、それを整備することになると費用もそれなりにかかると思いますが、予算を取っていただいて、設備、ハード面での充実を図っていただきたいと思います。
- やはり水際対策が大事だと思ひまして、私どももよく不特定多数の方をお呼びして会議をしますけれども、そのときには皆様に御協力をお願いして、熱があるときはこうしてくださいというのを色々なところに貼っています。先ほど庁舎見学をしましたが、法廷の入り口にも発熱がある場合には入らないでくださいという告知があってもよいのではないかと思います。ホームページにもいわゆる御迷惑をおかけしますという広報はありましたが、逆に皆さん方に来庁の際にはこういうことのある方は御遠慮くださいという広報があってもいいのではないかと思います。
- 本当に最善を尽くされて、私たちも未曾有のことで専門職ではないため分からないことはありますが、2番目の周知の在り方についてお聞きしたいのですけれど

ども、ホームページや各所で周知したことにより何か不都合があったですとか、逆に色々な問合せやクレーム、御意見をいただいたということがあればお答えください。

△ ホームページの中身自体について苦情はないとは思いますが、告知した内容、例えば、傍聴席が少なくなるという点について、実際来てみると少ないということで話があったことはありました。あるいは、ほかの会議で、検温はしないのですかということを言われたというのは認識しております。

○ 皆さんの生命の保護が一番だと思いますので、それは裁判所に来られる方や裁判に参加される方、関わる方がどういう情報を出すが一番安心されるのか、そういった観点からも考えることが大事だと思います。色々なところに貼っておくですとか、ホームページに書いておくというのは、何かがあったときにこちらとしても最善を尽くしていることを記しておくということで、事前対応として大事ですので、詳しくというよりも、何か起こったときの事前対応として掲載しておく方がよいと思います。

○ マスクに関連してですが、私自身は普段、障害者福祉をしております、聴覚障害の方たちの情報保障ということがかなり色々なところで言われています。今、聴覚障害の方が多くいらっしゃる、その場でマスクを外してくださいとか透明マスクをしてくださいと言われることも多いです。事前に告知しておかなくても対応できるというのが今の合理的配慮の考え方であることからすると、そのあたりの準備はどうでしょうか。

△ 聴覚障害の方の対応といった点では検討が十分ではないというのが正直なところ。そこはこれからしっかりと検討してまいりたいと思います。

◎ 本日は、大変お忙しい中、貴重なお時間をいただき、御助言、御提言を賜りまして、誠にありがとうございました。もう第3波が来ているかというような状況ですけれども、今日の御意見を踏まえましてこれまでの対応を振り返り、第3波がございましたら皆さんの御意見も踏まえて適切な対応を増やしていけるように

努めてまいりたいと思います。